

**島根原子力発電所2号機 運転上の制限の逸脱  
 (「D-主蒸気管モニタ」低警報発生)に係る立入調査について**

立入調査日時	平成20年9月8日(月)14:30~16:55
立入調査者	島根県総務部消防防災課原子力安全対策室 調整監、室員1名 松江市総務部 原子力専門監 防災安全課原子力安全対策室 室員1名
立入調査対応者	中国電力株式会社島根原子力発電所 副所長ほか
根拠規定	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第11条
調査概要	平成20年9月7日に中国電力株から報告があった標記の件について、中国電力株から経過の説明を受けた後、中央制御室で本事象に関連する機器、データ等を確認した。
事象の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第15回定期検査中の島根2号機は、9月7日5:51に原子炉を停止し、原子炉冷却操作中のところ、17:12「D-主蒸気管モニタ」低警報が発報し即時に正常復帰したが、17:43に「D-主蒸気管モニタ」低警報が再発報し、17:58までの間、発報/即時正常復帰を6回繰り返した。</li> <li>・その後、当該主蒸気管モニタは正常状態で安定したが、必ずしも正常状態を維持できるとは言えないとの判断から、当直長は17:58に原子炉施設保安規定で定める運転上の制限を満足していない状態(以下「LCO逸脱」)であると判断した。なお、主蒸気管モニタは、A・B・C・Dの4系列の設備を有しているが、A・B・Cの各モニタは正常な値を示しておりDの計器の不具合などが原因として考えられる。</li> <li>・原子炉停止手順に従って18:27に主蒸気ラインを隔離し、19:07には原子炉水温度が100℃未満となった(冷温停止状態)ことから、当直長はLCO逸脱からの解除を宣言した。              ※主蒸気ライン隔離で解除条件は整うが、念のため冷温停止を待って解除宣言を行った。</li> </ul>
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回は、主蒸気管モニタの低警報発報の設定値である<math>1.0 \times 10^{-2}</math> (mSv/h)を下回ったことによって警報が発報した。(中国電力株説明)</li> <li>・計算機の記録上では、5秒ごとのデータを保存しているため、<math>1.0 \times 10^{-2}</math> (mSv/h)を下回った際の値は確認できなかった。</li> <li>・中央制御室で、今回発報した「主蒸気管モニタ」の警報盤と「D-主蒸気管モニタ RYM295-13D」を確認した。</li> <li>・D-主蒸気管モニタの今回の挙動については原因を調査中。</li> </ul>
その他	第15回定期検査開始に伴うプラント停止操作中の平成20年9月7日3:46に中間領域モニタ(IRM ch.15)の指示がスパイク状に変化(オーバースケール)し、「B-自動スクラム」警報が発報した。他の中性子検出器(IRM、SRM)に異常はなかった。原因は調査中。(中国電力株説明)・・・【LCOには該当せず】